

令和7年1月6日

市内福祉団体・施設 様

令和7年度（事業実施）共同募金助成申請（全道・広域使途計画のうち  
地域福祉推進事業）の受付について

標記について、受け付けております。（全道規模の助成です。）

助成を希望される団体、施設は以下助成概要をご確認の上、美唄市共同  
募金委員会へ問合せ、ご相談下さい。

申請締切：令和7年1月17日（金）

お問合せ

美唄市共同募金委員会

住所 美唄市西3条南3丁目6-2

TEL 62-0770

FAX 62-6996

Mail [soumu.bibai-shakyo@pipalnet.jp](mailto:soumu.bibai-shakyo@pipalnet.jp)

# 共同募金「地域福祉推進事業」助成概要

—令和7年度実施事業分—

## ◆助成の対象となる団体

各助成メニューにそれぞれ定めていますが、原則として運営主体が明らかで一般に民間による福祉活動と理解されるものであり、下記三原則を満たすものとなります。

三 原 則	非営利	組織構成員に対して利益を分配しない等、営利を目的としていないもの。また、無差別平等の取り扱いを行うもの。
	独 立	政治、宗教、組合等の運動のためにその手段として行われず、取り扱いの対象が関係者に限定されないもの。
	公 開	組織構成員、活動の目的、事業実施にあたっての資金調達の方法等の情報開示、公開を行い、地域住民から信頼されているもの。

## ◆助成の対象となる事業

原則として地域住民から広く支持され、民間福祉活動として理解される事業で、共同募金助成を受けなければ実施が不可能なものとし、具体的には下記のとおりです。

※基本的には、下記に示す①～④までの事業が対象となりますが、物価高騰の影響を受けてか、今年度については昨年に引き続き、募金が前年度を下回ることが予想されます。

このことにより、助成についても、申請内容を精査し、件数や金額を相当程度絞り込む必要が出てくるものと思われます。

また、車両の整備事業として毎年多くの申請をいただいているところではありますが、助成額が高額ということもあり、結果として十分な助成には至っていないのが実情で、今回の助成はさらに厳しい結果となることが考えられますので、予めご承知おき下さいますようお願いいたします。

### 1.地域福祉推進を目的とした総合支援事業

#### (1)地域福祉推進を目的とした総合支援事業

##### ■対象者

民間の福祉団体（社会福祉協議会含む）等

## ■対象事業

①	地域福祉推進を目的とした社会福祉協議会等が実施する先進的・開拓的な事業
「先進的・開拓的な事業」の考え方については特に限定しませんが、全道的視野から、地域使途（B）計画助成との機能分担を念頭におき、通常地域使途（B）計画助成事業に例を見ることのできるようなものについては対象としません。	
②	移送サービス用福祉車両、貨物運搬用車両、人員運搬用車両等、車両整備事業
福祉車両等の車両整備事業の申請については、原則、下記に示す指定車両が対象となり、その中から選択するものとします。	
③	地域福祉活動推進に係る機器等の整備事業
「機器」の申請については、受益者にサービス等を提供するために必要とされ、広く住民やボランティアを対象とした講習などで活用されることを目的とする場合に限るものとし、その範囲において、緊急時の救急救命を目的とする機器や、災害弱者にあたる高齢者や障がい者の身体機能を仮想体験する教材の購入に関する事業も対象となります。	
④	地域福祉活動推進を図るための市区町村社会福祉協議会の活動強化、支援事業
「地域福祉活動推進を図るための市区町村社会福祉協議会の活動強化、支援事業」については、複数市区町村にまたがる広域的事業が対象となります。	
⑤	地域福祉推進に向けた住民による課題の共有やネットワーク創出、あるいは「相互の関わり」づくりの醸成を目的とした調査・研修・集い・交流事業などで新規に取り組まれるもの
防犯・教育文化・まちづくり等、また特に防災や、孤立しがちな、家族・介護者（高齢者、障がい児者、子育て、難病患者、ケアラー・ヤングケアラー、虐待など）への支援に関連して、地域住民の福祉に共通の課題と考えられるもののうち、原則的に新規に取り組まれるものを対象とします。また、特に社協をはじめとする各種団体等との協働により横断的にそれらの取り組みを進めるものも対象となります。	

## ■助成額・助成率

- ・申請事業の内容、申請者の運営資金の状況を勘案し、原則的に総事業費の3/4以内で決定します。
- ・原則として単年度限りの助成としますが、継続して助成を要請する事業については、申請事業の内容、効果実績等を勘案し再度の助成を検討します。
- ・パソコン及び周辺機器等の整備に関しては、積極的には取り上げませんが、対象とする場合には必要最低限の機能をもった、より廉価な機種の市場価格を参考に助成額・率を決定します。

※「地域福祉推進事業」助成メニューでは福祉施設の整備事業については対象となりません。別に案内の「施設活動支援事業」助成メニューをご覧ください。

## (2)地域ボランティア活動推進事業

### ■対象者

市区町村社会福祉協議会及び民間福祉団体・民間福祉施設

### ■対象事業

- ①地域住民を広く対象とし（青少年から中高年まで）地域におけるボランティア活動の振興・普及を目的としたボランティアスクール・懇談会・ワークキャンプ等の事業となります。
- ②ボランティアセンター機能強化（センター機能強化・ボランティアコーディネーター育成・研修等）した事業となります
- ③ボランティアの育成・研修等で活用される教材の購入となります。

### ■助成額・助成率

事業費の3/4以内とし、助成金額は100,000円以内とします。

ただし、人口10万人以上の都市については、上限200,000円の範囲で、10万人を超える部分の、人口1万人に対して10,000円を加算します。また、市区町村等にまたがり広域的に事業を実施するような特別な場合に限り600,000円以内を限度に決定します。

基本的に一市町村につき一事業のみを対象としますが、複数の申請事業がある場合には地元の共同募金委員会で優先順位を付すものとします。

## 2. 地域障がい児者支援事業

### ■対象者

社会福祉協議会のほか、障がい児の早期療育、青少年の健全育成を推進する民間活動団体

### ■対象事業

- ①障がい児の早期療育や健全育成を目的とした支援事業となります。  
（広域的に実施される障がい児療育に関する相談・支援活動等）
- ②地域における障がい児等児童福祉推進に寄与する様々な支援活動・相談、基盤整備事業（障がい児学童保育活動や子育て支援、児童虐待等に関する相談支援活動など）とします。

### ■助成額・助成率

事業費の3/4以内とし、原則的に助成金額は100,000円以内、ただし広域的に事業を実施の場合は500,000円以内の金額で決定となります。

## 3. 地域児童・青少年健全育成支援事業

### (1) 児童・生徒ボランティア活動普及事業

#### ■対象者

北海道社会福祉協議会・札幌市社会福祉協議会が指定する市区町村社会福祉協議会

#### ■対象事業

- ①学童生徒ボランティア指定協力校事業、児童・生徒にボランティア活動を広めていく機会としてモデル校を指定し、様々な実践的活動を通して地域の中でボランティア活動を学ぶことを目的とした事業となります。

ボランティア活動体験の一環として、共同募金活動にも取り組むことを必須とし、地元の共同募金委員会・社会福祉協議会との間で双方向の関係づくりを求めます。

(例：学内での募金活動の実施、共同募金のしくみを学ぶ、地元の共同募金委員会が実施する募金活動への参加・協力、街頭募金ボランティアへの参加、広報誌・チラシ・看板等PR物への企画作成への参加、イベントへの参加など)

■助成額・助成率

(1) 短期(1年)～30,000円 (2) 中期(1年)～100,000円

(指定する学校・指定地域の規模等を勘案し決定)

※申請書については、北海道社会福祉協議会へ提出してください。

4.住民全般を対象とした地域福祉推進事業

(1) 住民行幸用テント設置事業

■対象者 社会福祉協議会等を原則とします。


■対象事業 地域住民が福祉活動等に使用する行幸用テント設置事業

■助成額・助成率

助成率は総事業費(本会の指定製品)の1/2相当です。

助成張数は申請締め切り後の要望総数を勘案のうえ、市町村の人口規模や地域性等を考慮して市町村単位での限度数を決定します。

■行幸用テント価格・仕様

行幸用テント 1張		総事業費	助成額
		385,000円	192,000円
生地	テロン 100% 天幕重量:24kg 色合:ブルー	<b>【寸法】</b> 	
支柱	鋼製 直径31.8mm パイプ使用 電気メッキ仕上げ 重量:76kg		
員数(鉄骨数)	支柱6本、合掌6本、桁7本、棟1本		
張り網	4本		
横幕	3方囲い/1方囲い 横幕重量:24kg		
その他	屋根幕: 指定文字マーク入り		

※屋根幕には申請者の希望する名入れが可能ですが、すべてのテントで本会指定のロゴマークがあらかじめ施されています。

■行幸用テント部品の更新について

現在使用している赤い羽根共同募金行幸用テントの下記部品の更新も可とします。

ただし、テントの型式によってはサイズが合わない場合がございますので寸法等ご確認のうえ、申請して下さい。

部品名	総事業費	助成額
屋根幕(天幕) 1張	142,000円	71,000円
横幕(3方幕) 1張	99,000円	49,000円

横幕（前幕） 1張	26,000 円	13,000 円
鉄骨フレーム 1張	118,000 円	59,000 円

## （２）民間福祉事業啓発・啓蒙事業

■対象者 民間福祉活動を実施する団体、施設、また住民参加による活動団体  
（実行委員会組織可）

### ■対象事業

- ①民間福祉事業の必要性・共募運動の趣旨・理念の振興普及のために実施される啓蒙活動を含めた実践活動で、スポーツ・レクリエーション・アウトドア活動や文化活動等、広域的（全道的規模）に開催される大会・研修会等とします。
- ②地域福祉推進に係る啓発・啓蒙事業（バリアフリー、交通アクセス等まちづくり推進に係る各種事業等）とします。

### ■助成額

助成金額は申請事業の内容、他の同種活動実施団体などの活動状況を勘案してそれぞれ決定します。

原則として単年度限りの助成としますが、継続して助成を要請する事業については、申請事業の内容、助成事業の効果実績等を勘案し弾力的に対応します。

## ◆助成対象外となる事業・費用

下記項目に該当する事業及び費用は、助成の対象外となります。

### 《助成の対象とならない事業》

- ① 助成決定前に着手、または完了されている事業
- ② 行政で措置すべきと判断される事業（国または地方公共団体の所有する施設またはこれに準じた施設、団体の運営・整備事業、若しくはその補完的な事業）
- ③ 行政の補助等を受け実施される事業（国または地方公共団体の補助金等により実施される事業またはその補完的な内容の事業、委託・受託事業を含む）
- ④ 土地取得費および造成、外構整備事業、車庫設置事業
- ⑤ 運営上著しく欠陥が認められる団体の実施する事業
- ⑥ 保有資金（繰越金・積立金等）で実施できると判断される事業
- ⑦ 民間補助団体等（JKA、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団その他これらに類似する助成財団等）の補助、助成による事業、又はこれらの自己資金
- ⑧ 特定財源で実施されるべきと考えられる事業
- ⑨ 自助努力で整備がはかられるべき基幹的な事業
- ⑩ 適切な運営がなされていない団体、施設等が実施する事業
- ⑪ 介護保険報酬該当事業または、介護保険適用と判断される事業

### 《助成の対象として認めない費用》

助成による活動を実施する上で、社会通念上理解が得られる範囲で必要最低限の額以上の、飲食費や人的経費、高額な謝礼や交通費等